

令和8年第4回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和8年4月21日（火）第4回鹿沼市農業委員会総会を鹿沼市役所大会議室において開催した。

出席者委員

1番 田野井 晃 造	2番 田 島 正 男	3番 竹 澤 靖
4番 関 口 清	5番 高 村 秀 男	6番 柴 田 忠
7番 小 林 和 夫	8番 仲 田 裕 子	9番 黒 川 幸 昭
10番 奈 良 茂 男	11番 早乙女 八重子	12番 神 長 守 雄
13番 松 井 研 吉	14番 小 平 敏 男	15番 安 生 芳 子
16番 神 山 卓 也	17番 金 子 重 博	18番 大 森 用 子
19番 青 木 正 好		

(19名)

欠席委員

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 羽 山 好 明	農地調整係長 大 貫 友 美
	主 査 永 嶋 将	主 事 半 田 まゆか

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 大 貫 友 美

—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—

◎事務局長は開会に先立ち、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番について、申請の取り下げがあったため削除を依頼した。次に議案第7号「所有者不明農地に係る公示について」の4番について、公示期間の訂正を依頼した。

◎議長（大森用子会長。以下議長）は午後4時00分に令和8年第4回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り、次の者を指名し決定した。

6番 柴 田 忠 委員、15番 安 生 芳 子 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、日程第2、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（半田主事） 議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今回は売買1件、贈与1件、賃借権設定1件の合計3件の許可申請が提出されました。そのうちの議案第2号については追加で説明をしたいと思います。議案書1ページの2番をご覧ください。こちらは新規就農の案件となりまして、事前に聞き取り調査を高村秀男農業委員及び、福田朗推進委員が行いました。詳しくは別添の新規就農者面談記録のとおりになり、この後の地元農業委員の意見でも説明があります。以上が追加での説明になり、別添の「農地法第3条調査書」に記載しましたとおり、議案第1号の2番については農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件を満たさない恐れがあり、許可についてはこの後ご審議いただきたいと思います。それ以外の案件は許可することができないものとされている「農地法第3条第2項の各号」には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第1号の3番が●●委員の案件であることから、審議を円滑に進めるため同委員を一時退席させたのち、担当地区委員の意見を求めた。

◎黒川幸昭委員 3番の縦山町の件は、●●さんから●●さんへの無償の所有権移転です。●●さんは相続で取得したものの、農業をやる考えはなく、この物件以外の他の物件も処分しようと考えています。●●さんは専業農家ですので、問題ありませんので、ご承認のほどよろしくをお願いいたします。

◎議長は、議案第1号の3番について、質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため、3番の承認について諮り、許可することに決定した。

◎議長は●●委員の入室を促し、引き続き議案第1号について、担当地区委員の意見を求めた。

◎高村秀男委員 2番の件ですけれども、賃借権の設定で申請がございました。新規就農という形で、●●さんという方から新規就農という形で申請があり、9日に面談を行いました。その結果ですが、調査書にも書いてありますように、いろいろ問題がありまして、具体的にはネギを栽培するということで申請がありましたが、新規就農としての要件が満たされていないという形になりましたので、認めるわけにはいかないということでお帰りいただいたわけなんです。その件につきまして、その後、事務局の方には許可を取り下げないということになりましたので、どうすればよいのかということで皆さんの、意見を求めていきたいと思えます。現在、ネギを作るには十分事足りていない状況にあたり、ネギを作る為のいろいろなノウハウや時期からしてちょっと適していないなど、もろもろの点で、事足りていないと

ということで、許可するに足らないということになりましたが、その辺を皆さんのご意見何かあったらお願いしたいと思っています。

◎柴田 忠委員 要件が満たされてないという、内容に関してですが、何が駄目だったとか、具体的に何かあるんでしょうか。

◎高村秀男委員 時期的にですね、もうネギなんかは、定植に入る時期ですよ。そういうこともあるし、また、そもそもそこに牧草が撒いてあって、全然形ができていないこと。あとは機械が一応トラクターと具体的には、軽トラと草刈り機はあるんですけど、他のものがほとんど揃っていないこと、地域的に●●さんは、茨城県に住んでいて、下沢に来るまでに2時間ぐらいは想定でかかることが考えられます。本業は今、高圧電気なんかの保安協会関係のお仕事で、自営業で、時間が十分取れるとは言いながらも、余りにも短絡的な考えで、本当に時間かけてそこまでの下沢まで来てやるだけのことかなということも考えると、どうしても、計画に緻密な計画書までいってなくて、ただ短絡的に言われてるといような印象を受けましたので、このような形になってしまった訳です。

◎柴田 忠委員 非常に難しい判断だと思うんですが、西大芦地区も、私のときに3件ほど、こういった案件が出てました。ハウス栽培やるとか何とかいろいろ計画書が出てたんですが、できないだろうなんて思いながら、実際耕作放棄地を解消したり、そのようなことをやってるものですから、実際は作付はしてなくてもですね、推進委員と私で面接をした中では認めました。現在、3年とかですね、進んでおりまして、認めたということでございます。ですから、この件もですね、実際にできるのかということ言えば、現時点では、できないだろうという判断にはなると思うんですが、先々どうなのかなと、1年後2年後に、●●さんが、できるのかなというのは、それはちょっとまだ分からないと思うんですよ。こちらは計画書が出てますか？

◎事務局（半田主事） 今回新規就農ということで、営農計画書の提出はありました。その計画書の中で、面談をしつつ気になったポイントというのが、スケジューリングが立てられていないということ。まず、今、作付している牧草をいつ解約するのかというお話とかも質問としてありましたが、詳しい日程が出てこなかったの、相対にはなってしまうんですけど、今借りている人がいつ返してくれて、いつから作付をして、という答えがなかったということと、ネギ栽培に必要な機械をいつごろ購入とか借り入れする予定なのかという質問に対して、高価なので、今はできないという回答でした。計画として、それは立っていないという判断を高村委員と福田委員がされました。

◎事務局（大貫係長） そのような判断をされましたので、結果の記録としてはそのようにまとめさせていただいたところになります。総合しますと、計画的に今すぐにネギ栽培をそこでやるというのは現実的ではないのではないかと、というようなところもありましたので、記

録の中ではいろいろと質問をさせていただいたところにはなるんですが、記録の方にもこのようにまとめさせていただいたところになります。

◎高村秀男委員 ●●さんと●●さんがその近くに宅地を購入して共同という形で持っていて、そのような関係で、ここの土地にネギを作りたいという話になったのかと思いますけれども、今事務局からもお話がございましたように、ネギをつくるには少し条件的に足りてないのではという判断をしました。それに関して許可を下げないという形になりましたので、その辺がまだ見えてこない話になってくるので、私自身は、本人に対して保留という形をとったらいいのかなと思っております。今回許可を下げなくても保留という形をとっていただければ、もう一度きちんとした計画を出していただけるのではないのかと思います。

◎青木正好委員 現在の所有者の●●さんは貸して牧草を作ってもらってるということですね。ということは新たに購入する●●さんという方も、もしネギを作る余裕がなかったり、できなければ、同じく今借りてる方にまた牧草を作ってもらうような、要は又貸しになるような、ことも起きるのではないかと思うんですけど。住んでいる所も茨城県なので、こちらに実際すぐに移動して住むということじゃないと思うので、そこから通ってくると思うと、なかなか大変なのかなと思うのですが。また貸しはダメですよ？そこら辺がどうなのかなと。またスケジュールというか、計画がきちんできてないということなので、貸し借りの方の、●●さんが返してもらってすぐに●●さんが耕してネギを作るっていう計画ができてればいいかなとは思いますが。

◎高村秀男委員 他にもたくさん休耕地があり、そういうところに、ねぎを作る余地があるのに、わざわざ何でそこを特定として、申請をしてきたのかなってということあたりもやはり疑問に感じました。

◎議長は、他に意見がなかったため、引き続き議案第1号について、担当地区委員の意見を求めた。

◎金子重博委員 4番中粕尾の件は、●●さんから●●さんへの売買です。●●さんは農地所有適格法人であり、事務局の報告の通り問題ありませんので、ご承認願います。

◎議長は、議案第1号について質問を求めたが、質問が無いため承認について諮り、2番を保留にし、4番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（永嶋主査） 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」説

明いたします。1番は、武子において、●●さん申請の、農業用施設、農作業用納屋への転用であります。申請地は、周囲を畑及び宅地に囲まれた農地であり、農地の広がり10ヘクタール以上ある「第1種農地」に区分されますが、不許可の例外である、集落に接続し、日常生活に必要な施設に該当します。以上、4条転用1件となります。お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断いたしました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎安生芳子委員 去る4月16日に現地調査に行きまして。周りの状況からは何ら問題はないと、調査して参りました。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎田野井晃造委員 ●●さんの農作業納屋について、事務局並びに現地調査員の報告の通り、何ら問題はありませんので、ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

◎議長は、議案第2号について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため承認について諮り、1番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第3号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（永嶋主査） 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。1番は、上奈良部町において、●●さん申請の、園芸用土採取及び表土置場への一時転用であります。申請地は、周囲を畑、宅地及び道路に囲まれた農地であり、「農振農用地」であります。一時的な利用に供するものであります。2番は、白桑田において、●●さん申請の、太陽光発電設備への転用であります。申請地は、周囲を畑、雑種地及び道路に囲まれた農地であり、農地区分については、第2種農地、その他の農地に該当します。3番は、藤江町において●●さん申請の、資材置場及び駐車場への転用であります。申請地は、周囲を畑及び道路に囲まれた農地であり、農地区分については、農地の広がり10ヘクタール以上ある「第1種農地」に区分されますが、不許可の例外である、既存施設の拡張に該当します。4番は、口栗野において、●●さん申請の、太陽光発電設備への転用であります。申請地は、周囲を畑及び雑種地に囲まれた農地であり、農地区分については、「第2種農地、その他の農地」に該当します。以上、5条転用4件となります。お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断いたしました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎柴田 忠委員 4月16日に現地調査をしてきました。ただいまの事務局の説明の通り、4件ともですね、問題ないと見て参りましたのでご報告いたします。以上です。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎仲田裕子委員 1番の件は園芸用土採取及び表土置場です。問題はないと思いますので、ご承認をお願いいたします。

◎松井研吉委員 2番の件は、深津の●●さんから●●さんへの太陽光発電設備の為の所有権移転になります。現地調査員の報告の通り、問題ないと思いますので、ご承認をお願いいたします。

◎小平敏男委員 3番の藤江町の件は、●●さんから●●さんへの所有権移転になります。●●さんとしてはこの場所に、駐車場並びに資材置き場等への転用の申請がありましたので、確認をして参りました。事務局と現地調査員の報告通り問題ないと思いますので、ご承認よろしくをお願いいたします。

◎神山卓也委員 4番の口栗野の件は口栗野の●●さんから●●さんへの太陽光発電設備の為の転用になります。事務局と現地調査員の説明の通り問題ありませんのでよろしく申し上げます。

◎議長は、議案第3号について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため承認について諮り、1番から4番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第4号及び議案第5号、議案第6号の「農用地利用集積等促進計画の公告について」を一括して議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（半田主事） 議案第4号、5号、6号の「農用地利用集積等促進計画の公告について」ご説明いたします。農用地利用集積等促進計画の案を市が作成する場合には農業委員会の意見を聞くものとされています。この度、鹿沼市長より令和8年3月31日付けで、農用地利用集積等促進計画の決定を求められております。議案書には、所有者―機構間契約、機構―受け手間契約、一括契約について記載しております。所有者・機構間での所有権移転の計画が、1件、1筆、660平方メートルとなっております。機構・受け手間での所有権移転の計画が、1件、1筆、660平方メートル、再配分での計画が、3件18筆17、668平方メートルとなっております。一括方式での計画が、18件、66筆、167、567.61平方メートル

となっております。以上の計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号、3号に掲げる各要件を満たしていると判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第4号から議案第6号について質問を求めたが、質問が無いため承認について諮り、議案第4号の1番と、議案第5号の2番から5番、議案第6号の6番から23番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第7号の「所有者不明農地に係る公示について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（大貫係長） 議案第7号「所有者不明農地に係る公示について」ご説明いたします。所有者不明農地とは、農地の所有者がいない、もしくは法定相続人全員が相続放棄して所有者がいなくなった等の農地のことです。所有者不明農地について農業委員会で確知した場合は、所有権等の関係者がいないかを調査し、所有者等がわからないと確知した場合は農業委員会で公示し、関係者が本当にいないかを確認します。その後、農地中間管理機構、いわゆる農地バンクと県の手続きを経て、農地バンクが農地の利用権を取得して借り受け、受け手である認定農業者に農地を貸し出す、ということになります。なお、農地バンクに対する利用権の設定期間は最長40年です。1番から3番については、地目は田、土地の所在及び地番は、下粕尾83番、223番、224番、面積は合わせて8429.19㎡です。下粕尾地区の認定農業者の方が当該地を借りたいということで、所有者に関する情報探索を行いました。1～3番は、平成14年9月8日に、相続により●●さんの所有となり、●●さん以降の所有権移転の履歴はありませんでした。また、3筆共、昭和51年6月2日に土地改良による換地処分となっております。●●さんの相続人等については、配偶者は死亡しており、子供3人と親は相続放棄をしていることを確認しました。4番は、地目は田、土地の所在及び地番は、日光奈良部町121番1、面積は383㎡です。上殿町の認定農業者の方が当該地を借りたいということで、所有者に関する情報探索を行いました。4番は、昭和38年2月27日に、相続により●●さんの所有となり、●●さん以降の所有権移転の履歴はありませんでした。また、土地改良による換地処分はありませんでした。●●さんの相続人等については、配偶者と子供はおらず、親は死亡しており、兄弟姉妹も1名を除き死亡していることを確認しました。生存している兄弟には、相続人であることの確認と、返信がない場合には所有者不明農地として取り扱うことの通知を送付し、現時点で回答はありません。1番から4番については、農地法第33条第1項に規定する「耕作の事業に従事する者が不在となる農地」に該当しますので、農地法第32条第3項（同法第33条第2項において準用する場合を含む）の規定により、農業委員会として「所有者を確知できない旨の公示」を2ヶ月間行います。2ヶ月間の公示期間中に関係者等から申出や異議がなかった場合は、農地法第41条第1項の規定に基づき、1週間以内に農業委員会から農地バンクにその旨を通知します。その後の手続きは、農地バンクと県の手続きとなりますが、農地バンクから県知

事に対して利用権設定の裁定申請を行い、県は裁定の公告等の手続きを経て裁定することになります。農地バンクと県の手続きが済みましたら、農地バンクが当該地を借り受け、受け手となる認定農業者の方に農地を貸し付けることになります。なお、貸付期間は、1～3番は10年、4番は5年、どちらも令和8年10月1日から貸付開始となる予定です。説明は以上です。このような流れで所有者不明農地に係る手続きを進めることについて、ご審議をよろしくお願いいたします。

◎議長は、議案第7号について質問を求めたが、質問が無いため承認について諮り、所有者不明農地に係る公示についての承認について諮り、異存なしと決定した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請して、午後4時45分に閉会を宣した。

—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和8年4月21日

議 長

署名委員

署名委員
